

議案第25号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(平成32年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び
選抜要綱制定)

平成32年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定
について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、
臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和元年5月23日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

平成32年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選
抜要綱制定について

次年度の横須賀市立横須賀総合高等学校の第1年次に入学する生徒の募集及
び選抜要綱について、次のとおり定める。

期 間	場 所	学 費	学 費
平成32年度(2020年度)	横須賀市立横須賀総合高等学校	募集要綱	募集要綱
平成33年度(2021年度)	横須賀市立横須賀総合高等学校	募集要綱	募集要綱
平成34年度(2022年度)	横須賀市立横須賀総合高等学校	募集要綱	募集要綱

(提案理由)

次年度の横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者募集の基本方針を制定する
ため

平成32年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

平成32年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の（1）のアからエまでのいずれかに該当する者であって、かつ、次の（2）の要件を満たす者とする。

(1) 高等学校への志願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了した者

（ただし、国公立高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に在籍している者、二次募集にあつては出願時に平成32年度入学選抜において合格している者を除く。）

イ 中学校等を平成32年3月31日までに卒業若しくは修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を平成32年3月31日までに修了する見込みの者

(2) 横須賀市立横須賀総合高等学校への志願資格

ア 全日制の課程への志願者については、本人及びその保護者（本人に対して親権を行う者。親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）が県内に住所を有すること。ただし、神奈川県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める県教育長の志願の承認を必要とする者であつて、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

イ 定時制の課程への志願者については、県内に住所又は勤務地を有すること。ただし、県教育長が別に定める県教育長の志願の承認を必要とする者であつて、その承認を受けた者は、県内に住所又は勤務地を有する者とみなす。

2 募集の方法

募集の方法は、全日制の課程及び定時制の課程それぞれにおいて、総合学科で行う。

3 募集期間

(1) 共通選抜募集期間は、次のとおりとする。

区 分	募 集 期 間
全日制の課程	平成32年1月28日（火）から同月30日（木）まで
定時制の課程	平成32年1月28日（火）から同月30日（木）まで

(2) 定通分割選抜募集期間は、次のとおりとする。

区 分	募 集 期 間
定時制の課程	平成32年3月3日（火）及び同月4日（水）

4 志願

(1) 志願者は、横須賀市立横須賀総合高等学校（以下「総合高校」という。）の校長に入学願書と面接シートを提出するとともに、併せて入学検定料を納付するものとする。

(2) 志願は、前記3において、一の課程に限る。なお、共通選抜及び連携型中高一貫教育校連携

募集の合格者は、定通分割選抜に志願することはできない。

- (3) 海外帰国生徒特別募集に志願した者及び在県外国人特別募集に志願した者は、総合高校を併せて志願することができない。
- (4) 中途退学者募集に志願した者は、総合高校を併せて志願することができない。

5 志願変更

(1) 志願変更の対象

ア 共通選抜

前記4により、志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集又は海外帰国生徒特別募集若しくは在県外国人特別募集に志願変更することができる。

イ 定通分割選抜

前記4により、志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う定通分割募集に志願変更することができる。

(2) 志願変更の期間

志願変更の期間は、次のとおりとする。

区 分	志 願 変 更 の 期 間
共通選抜	平成32年2月4日（火）から同月6日（木）まで
定通分割選抜	平成32年3月5日（木）及び同月6日（金）

6 選抜の方法

- (1) 総合高校の校長は、中学校の校長から送付された志願した者についての書類、選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）の成績、面接に基づいて、横須賀市教育委員会教育長（以下「市教育長」という。）が別に定める方法により選抜を行う。
- (2) 中学校の校長は、次の書類を総合高校の校長に送付するものとする。
志願した者の調査書
- (3) 長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関し、必要な事項は県教育長が定めるところに準ずる。

7 選抜のための検査

(1) 共通選抜

ア 全日制の課程 学力検査（国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科）及び面接とする。

イ 定時制の課程 学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接とする。

- (2) 定通分割選抜については、学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接とする。
- (3) 定時制の課程を志願した者のうち、20歳以上の者（平成32年4月1日現在）については、学力検査を作文に代えることができる。
- (4) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し、必要な事項は、県教育長が定めるところに準ずる。
- (5) 障害のある志願者等の選抜のための検査の方法に関し、必要な事項は、県教育長が定めるところに準ずる。
- (6) やむを得ない事情による追検査に関し、必要な事項は県教育長が定めるところに準ずる。

8 学力検査等の期日

学力検査等の期日及び合格者の発表の期日は、次のとおりとする。

(1) 共通選抜

区 分	学力検査の期日	面接の期日	合格者の発表の期日
全日制の課程	平成32年2月14日(金)	平成32年2月17日(月) 又は 同月18日(火)	平成32年2月28日(金)
定時制の課程	平成32年2月14日(金)	平成32年2月17日(月) 又は 同月18日(火)	平成32年2月28日(金)

(2) 定通分割選抜

区 分	学力検査の期日	面接の期日	合格者の発表の期日
定時制の課程	平成32年3月12日(木)	平成32年3月12日(木) 又は 同月13日(金)	平成32年3月18日(水)

9 二次募集

市教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 募集期間は、次のとおりとする。

区 分	募 集 期 間
共通選抜	平成32年3月3日(火)及び同月4日(水)
定通分割選抜	平成32年3月19日(木)及び同月23日(月)

(2) 志願変更の期間は、次のとおりとする。

区 分	志 願 変 更 期 間
共通選抜	平成32年3月5日(木)及び同月6日(金)
定通分割選抜	平成32年3月24日(火)

(3) 学力検査等の期日は、次のとおりとする。

区 分	学力検査の期日	面接の期日	合格者の発表の期日
全日制の課程	平成32年3月10日(火)	—	平成32年3月17日(火)
定時制の課程	—	平成32年3月25日(水)	平成32年3月27日(金)

10 入学の許可

- (1) 入学の許可は、総合高校の校長が合格者に合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 総合高校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に、不正行為のあった者又は妨害行為のあった者に対しては入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為又は妨害行為が判明した者に対しては入学の許可を取り消すものとする。

11 入学手続

- (1) 合格者は合格通知の交付を受けた後、指定された期日までに市教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 総合高校の校長は、前記(1)の手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

12 市教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、総合高校の入学者の募集及び選抜に関し、必要な事項は、市教育長が別に定める。